



司法書士による

成年後見・遺言・民事信託

に関する相談会

相談無料
事前予約制



／／ こんなお困りごとございませんか？ ／／

成年後見・民事信託について

- 認知症の家族の財産管理をしたい…
- 遺産分割協議をしたいが、相続人の中に認知症の人がいる…
- 子供や近い親族がなく、自分の今後が心配…
- 障がいを持つ子供のために、将来の対策を立てたい…

成年後見制度を利用することで、解決できる場合があります。また、元気なうちに対策をしておくことで、現在の不安、将来の不安を解消することができます。

遺言について

- 財産が少しでも遺言を書いた方がいいの？
- やはり公正証書遺言にするべき？
- 遺言書があるが具体的な手続きが分からない…
- 遺言と生前贈与のメリット・デメリットは？
- 法務局の自筆証書遺言保管制度とは？

家族関係が複雑な場合、不動産が多い場合などは遺言を作成することで、残された家族が揉めなくて済みます。

リーガルサポートは
成年後見制度を担う
司法書士の団体です

司法書士は、令和4年2月1日現在、全国に2万2822人、司法書士法人は976法人、全員が各都道府県の司法書士会に入会しています。都市部にも地方にも全国各地に司法書士の事務所があります。

— 司法書士は街の身近な法律家です！ —

南部会場

日時・場所 令和5年 2/23 (木・祝) 10時～16時

奈良県
社会福祉総合センター
5F 研修室A

橿原市大久保町320番11



北部会場

日時・場所 令和5年 2/25 (土) 10時～16時

南都商事株式会社
新大宮セミナールーム
南都銀行大宮支店のビルの4階

奈良市大宮町6丁目2-1



新型コロナウイルス感染防止対策について

- ・受付及び待合いの密集を回避するため事前予約制とさせていただきます、相談時間は1組につき30分とさせていただきます。
- ・受付にて検温をさせていただきます、37度5分以上ある場合は入場をお断りさせていただきます。
- ・手指消毒とマスク着用をお願いします。
- ・新型コロナウイルスの感染状況によっては、主催者の判断により本相談会を中止する場合があります。

相談の
お申し込み

TEL. 0742-22-6707

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 奈良支部

相談無料・事前予約制

〒630-8325 奈良市西木辻町320-5

新しい制度「民事信託」

これまで、不動産などの財産を管理する方法は、「売買、贈与、代理」といったものが中心でしたが、今は、「**民事信託**（みんじしんたく）」という新しい制度が身近になりました。

司法書士が、民事信託をサポートいたします！

民事信託は、今まではできなかったことができるようになり、高齢者や障がい者の方のさまざまな悩みの解決に役立ち、高齢社会のあんしんをサポートするしくみです。

◆ こんなが相談ありませんか？ ◆

収益アパートの管理



父 そろそろ、アパート経営を息子に任せたいな。

息子

賃借人との契約や、もっと大きな建て替え、売却は、父さんでなければできないよ。



父 そうなのか。何か方法はないのかな。

息子

「民事信託」という方法があるらしいよ。



子どものいない夫婦



夫の姪

おじちゃん、おばちゃん、私にできることがあれば言ってね！



夫 夫婦二人だけの人生も満喫したね。

妻

これからの生活、姪っ子だけが頼りだわ。



夫 私の財産を、夫婦二人のために管理してもらって、お礼として姪っ子に残す方法はあるのかな。私が先に死んだら、姪は妻の相続人じゃないし...

妻

「民事信託」という方法があるらしいわよ。



収益アパートの管理に関する解決例



アパートの経営を息子に任せるために、息子と信託の契約をするんだな。

アパート経営

信託契約

息子

入居者と賃貸借契約

息子に名義変更

任せて利益を得られる！

入ってきた賃料を、老後の生活のために使えるのは安心だな。

入居者



子どものいない夫婦に関する解決例

「民事信託」で備えておけば...
こんなことが可能に！



- 1 認知症になっても、自宅を売って、そのお金を夫婦の生活資金とすることが出来ます。
- 2 夫婦がともに亡くなったら、残った財産を、お世話になった姪っ子に渡すと決めておくことが出来ます。

※『民事信託』の契約は、判断能力があるうちにあらかじめ行っておく必要があります。

その他、
こんな場合に
民事信託が
使えます！

障がいのある子の
将来の財産管理

再婚した妻と前妻の子との
財産問題

代々承継してほしい
不動産がある

物忘れがひどくなり
財産管理が不安

高齢になり
詐欺にあうのが心配

婚姻関係にない方への
財産承継